

平成 29 年 1 月 31 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

三井住友信託銀行株式会社

三井住友信託銀行の運用業務に関する利益相反管理態勢の高度化について

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(取締役社長:北村 邦太郎)の子会社である三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:常陰 均、以下「三井住友信託銀行」)は、本日、別紙のとおり「運用業務に関する利益相反管理態勢の高度化方針」を策定いたしましたのでお知らせいたします。

具体的には、運用業務に対する利益相反につながる懸念のある影響力行使等を防止するため、運用業務に関する利益相反行為に対するルール等の明確化やルールを逸脱した行為等に関する内部通報制度の新設等の実効性を高める施策を講じるとともに、利益相反行為の潜在的な可能性を減少させるため、運用業務各部との間で情報伝達・接触制限、人事異動制限を行います。

また、議決権行使、エンゲージメント活動等のスチュワードシップ活動に関しては、日本版スチュワードシップ・コードの改定により議決権行使の個別結果開示が求められていることも見据え、(1)議決権行使ガイドラインのより一層詳細な開示、(2)外部人材が過半を占める「スチュワードシップ活動諮問委員会」(平成 29 年 1 月新設)への事前諮問に対する答申を踏まえた活動の実践、等により議決権行使をはじめとするスチュワードシップ活動の透明性を大幅に向上させ、利益相反管理の徹底を推進してまいります。

三井住友トラスト・グループは、「信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からゆるぎない信頼を確立」という経営理念(ミッション)のもと、引き続き、グループ全体の利益相反管理態勢の高度化を進めていくとともに、業務全般にわたりフィデューシャリー・デューティーを徹底して実践してまいります。

以 上

運用業務に関する利益相反管理態勢の高度化方針について

資産運用を委託される責任ある投資家としてのスチュワードシップ責任、フィデューシャリー・デューティーの履行に対するお客さまの期待は大変高く、当社は、お客さまにより一層安心してお取引いただけるよう、利益相反管理態勢を従来から整備・強化を進めてまいりました。

当社は、これまでも、高度な専門性と総合力を駆使し、創業以来の『信託の受託者精神』に立脚して受益者の利益最大化を目的に運用業務を行ってまいりました。昨今、金融サービスが専門化、複雑化する中、社内の事業間、グループ会社間において様々な利益相反が発生するリスクが生じており、『信託の受託者精神』の観点からもお客さまの利益が不当に害される事態を防ぐため、より一層万全な対策を講じる必要があると考えております。

当社の全役員・社員が、スチュワードシップ責任、フィデューシャリー・デューティーの実践の重要性を改めて認識し、適切な利益相反管理態勢を構築して忠実に業務を遂行し、受益者の利益最大化に全力を挙げて取り組んでまいります。

1. 高度化のポイント

利益相反行為が生じる潜在的な可能性を減少させるため、運用業務各部に対する利益相反につながる懸念のある影響力行使等を防止し運用業務の独立性を高める施策を下記の通り講じます。

(1) 利益相反管理の強化

運用業務各部に対する利益相反につながる懸念のある影響力行使等の禁止などをルールとして明確化すること等により、利益相反管理を強化します。加えて、運用業務に関する内部通報制度の新設、問題となる行為が発覚した場合の改善指導措置等の運営により当該ルール等の実効性を一層高める措置を講じます。

また、これらのルール等について、全役員・職員に対する研修や誓約書への署名等を通じて、徹底を図ります。

(2) 運用業務各部の独立性確保 ～ 情報伝達・接触制限、人事異動制限

上記(1)による利益相反管理強化に加え、利益相反行為が生じる潜在的な可能性を減少させるため、運用業務各部と他の部門との間で情報伝達・接触制限や人事異動制限を行います。

制限の対象となる部署は、

- ① 運用業務における運用判断の適切性を阻害する可能性のある情報(非公開情報等)の存在
- ② 取引先の重要性、取引の広範性等に起因する運用業務側への影響力行使の可能性
- ③ 顧客との信認関係(委任・受任等)に伴う運用業務との利益相反の可能性

という3つの観点から以下のとおり指定します。

【情報伝達・接触制限】

次の部署から運用業務各部への非公開情報の伝達を禁ずるなど、情報を遮断する体制とします。なお、従来より、運用事業各部におけるお客さまの信託財産等に係る非公開情報は、法令等で認められる場合を除き、他の部門への開示を禁ずる態勢としております。

- 法人融資営業・企画・審査関連部署
- M&A 業務関連部署
- 証券代行事業各部

【人事異動制限】

次の部署から運用業務各部の重要な判断を行う役職(各ファンドの運用執行の責任者、スチュワードシップ活動に関する判断者等)に異動することを一定期間制限します。

- 法人融資営業・企画・審査関連部署(制限期間 5 年間)
- M&A 業務関連部署および証券代行事業各部(制限期間 1 年間)

2. スチュワードシップ活動に関する対応

発行体とのエンゲージメントや議決権行使などのスチュワードシップ活動は、日本版スチュワードシップ・コードの公表以来、当社を含めた機関投資家に課せられた最も重要な活動のひとつであり、お客さまの利益が不当に損なわれないよう万全の策を講じる必要があります。

今般、当社では、(1)議決権行使判断基準(議決権行使ガイドライン)に関する詳細公表、(2)外部人材が過半を占める「スチュワードシップ活動諮問委員会」(平成 29 年 1 月新設)の答申を踏まえた新運営の導入等により、スチュワードシップ活動の透明性を大幅に向上させることで、利益相反管理態勢の徹底強化を図ります。

(1) 議決権行使判断基準(議決権行使ガイドライン)に関する詳細公表

行使判断時の数値基準、定性判断のポイント等を公表することで、行使判断の「見える化」を進めます。

(2) 「スチュワードシップ活動諮問委員会」による新たな運営体制の整備

議決権行使判断基準(議決権行使ガイドライン)の改廃は、「スチュワードシップ活動諮問委員会」の答申を踏まえて実施するとともに、行使判断時に、数値基準の例外的な適用等の個別性の高い判断を行う場合についても、「スチュワードシップ活動諮問委員会」の答申を踏まえて実施します。また、当社との利益相反が懸念される先に対するエンゲージメント活動について、「スチュワードシップ活動諮問委員会」の答申を踏まえて改善を図ります。

このように、「スチュワードシップ活動諮問委員会」を活用した透明性の高い運営を徹底することで、利益相反行為が生ずることを防止し、お客さまの利益が不当に害される事態がないように、業務運営を行います。

スチュワードシップ活動諮問委員会(概要)

目的	当社スチュワードシップ活動の独立性、透明性の向上および利益相反管理態勢強化等を目的として設置
委員長 および 委員	委員長:光永 弘氏(三井住友信託銀行社外取締役) 委員:川北 英隆氏(京都大学名誉教授) 委員:松井 秀樹氏(森・濱田松本法律事務所 弁護士) 委員:スチュワードシップ推進部長 ※モニタリング部として受託監理部長が参加
役割	1. 当社スチュワードシップ活動に係る以下の諮問事項に対する答申および関連する審議 (1) 議決権行使ガイドライン、関連する内規等の改廃に関する事項 (2) 議決権行使ガイドライン、関連内規の例外判断等、個別議案判断に関する事項 (3) 議決権行使対象企業に係る訴訟、不祥事案件に関する判断等に関する事項 (4) 利益相反が疑われる企業に対するエンゲージメント(議決権行使に関するものも含む。)に係る改善等に関する事項 2. 報告 (1) スチュワードシップ活動状況に関する定例報告 (2) その他、答申実施に資する事項
開催	定例開催(四半期)に加え、臨時開催も実施
事務局	スチュワードシップ推進部